

IFRS Developments

IASBの公開草案

IFRS第9号の分類及び測定規定 の改訂案

重要ポイント

- ▶ 2023年3月、IASB(国際会計基準審議会)は、IFRS第9号の分類及び測定並びにIFRS第7号の開示に関する改訂案のEDを公表した。
- ▶ 本EDは、電子送金システムを使用した金融負債の認識の中止及びESG連動要素が存在する金融資産の分類に関する規定の改訂を提案している。
- ▶ また、ノンリコース・ローン及び契約上リンクしている金融商品についての改訂が提案されている。
- ▶ 偶発的特性が存在する金融商品及びFVOCIに分類された資本性金融商品についての追加的な開示が提案されている。
- ▶ コメント募集期限は2023年7月19日である。

はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASB又は審議会)は2023年3月21日、公開草案 [金融商品の分類及び測定に関する改訂](#)(本ED)を公表した。コメント募集期限は2023年7月19日である。本EDは2つの緊急性の高い課題を取り扱っている。

- ▶ 電子送金システムを使用した金融負債の決済
- ▶ 金融資産(環境、社会及びガバナンス(ESG)連動要素が存在する金融資産を含む)の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価

ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品(CLI)に関しても改訂が提案されている。さらに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品(FVOCI)及び偶発的事象を参照する契約条件が存在する金融商品に関する開示の改訂も提案されている。IASBは、本EDを要約した[スナップショット](#)を公表している。

本EDは、IFRS第9号「金融商品」のうち分類及び測定規定に関する適用後レビュー(PIR)における今日までの作業の集大成にあたる。本PIRの目的は、IFRS第9号の適用による財務諸表の利用者、作成者、監査人及び規制当局への影響が、開発時に意図したものになっているかどうかをIASBが評価することにある。

本EDに至るまでにIASBは、2021年9月に[情報要請](#)(RFI)を公表し、2022年にかけて当該RFIに対するコメントを審議し、2022年12月に [プロジェクト報告書](#)及び[フィードバック・ステートメント](#)を公表した。

これらの審議内容の要約及びEYの見解については、[Applying IFRS, IFRS 9 PIR Progress to date](#)を参照されたい。

弊社のコメント

本EDが取り上げている課題の緊急性と重要性に鑑みれば、財務諸表の利用者及び作成者は、優先課題として本提案を慎重に確認し、生じうる影響について検討すべきと考えられる。

電子送金システムを通じて決済される金融資産及び金融負債の認識の中止

2021年9月、電子送金システムを通じて受領される現金の支払いで決済される金融資産はいつの時点で認識を中止すべきかという質問がIFRS解釈指針委員会(IFRS IC)に寄せられた。その議論は、電子送金システムを通じて行われる支払いにより決済される金融負債の認識の中止にまで拡大した。

IFRS ICへのフィードバックから、電子送金システムを通じて決済される金融資産や金融負債の認識の中止のタイミングだけでなく、それ以外の方法で決済される場合(小切手、デビットカードやクレジット・カードによる決済等)の認識の中止のタイミングについても実務にばらつきが見られることが判明した。

この問題は、IFRS ICによる既存のIFRS第9号の解釈ではなく、IFRS第9号の改訂が求められる程度に重要であり、したがってIFRS第9号のPIRのスコープに加えられた。

IASBが本EDで提案しているアプローチは2つの要素で構成される。

- ▶ 金融資産又は金融負債の当初認識又は認識の中止を行う際に、決済日会計を適用しなければならないことの明確化。これは、金融資産又は金融負債は、現金が受領者の銀行口座に入金され、使用が可能になった時点で初めて認識を中止できるということの意味する。¹
- ▶ 電子決済システムを使用して全額又は一部が決済される金融負債については、企業は、一定の条件を満たす場合には決済日前に当該金融負債の認識を中止するという会計方針の選択を行うことができる。²

1番目の改訂案は、金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止に関する原則的な会計処理は決済日会計であるということを強調している。これは、国や地域によっては、企業が未達の現金支払い及び受領を反映するために報告期間末時点での現金残高を調整するという、IFRS ICが識別した実務に対するものである。³ この場合、対応する金融負債と金融資産の認識の中止のタイミングに影響が生じる。企業は本改訂が発効した時点でこうした実務を中止する必要があるだろう。

2番目の改訂案は、金融負債について電子送金システムを使用して決済するという特定のケースに対処するものである。当該改訂案は、決済日会計のみが認められている金融資産に適用されることはなく、また、小切手やデビット・カード、クレジット・カードによる支払いなど、金融負債を決済するその他の手段に適用されることもない。決済日前に金融負債の認識を中止するには以下の要件が満たされていないといけない。

- ▶ 企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない
- ▶ 企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない
- ▶ 電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である

企業は特定の電子送金システムを使用して決済するすべての金融負債について、上述の会計処理を適用するという会計方針の選択を行うことができる。

弊社のコメント

報告期間末時点で未達の現金について貸借対照表計上額を調整している企業は、そうした実務の中止に備えなければならない。こうした変更をもたらす明確化は未だEDで提案されているのみであるが、それが最終的なIFRSの要求事項にならない可能性は非常に低く、したがって企業はそれに対応するための検討を進めるべきである。

企業は利用する電子送金システムを確認し、上述の改訂案のような会計方針の選択を適用すべきかを理解し、決済プロセスのいつの時点で認識の中止の要件が満たされるかを識別する必要がある。これにはかなりの作業が必要になると考えられ、複数の国や地域で事業活動を行っており重要なクロスボーダーの支払いが存在する企業は特にそうである。

1. 公開草案「金融商品の分類及び測定に関する改訂」2023年3月、11ページ、B3.1.2A項 [Link](#)

2. 同公開草案、11ページ B3.3.8項 [Link](#)

3. 例として、金融負債を決済するために振り出されているが、報告日に決済されていない小切手は、現金残高から控除し、それに対応する金融負債の認識を中止する実務があげられる。

金融資産の分類における契約上のキャッシュ・フローの特性の評価

ESG連動要素が存在する金融資産⁴

金利がESG目標の達成度合いに応じて変動するなど、ESG連動要素が存在する金融資産の会計処理は、PIRで対処すべき優先課題に識別されていた。しかし、IASBは、ESG連動金融商品に固有のガイダンスについては開発しないことを決定した。それは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー（SPPI）評価をはじめ、IFRS第9号の原則主義のアプローチから逸脱する可能性があるからである。

その代わりに、IASBは2つの広範な改訂を提案している。最初の提案は、以下を検討することを要求することで、貸手が受け取る補償が基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを評価する助けになる。

- ▶ 貸手は何に対する補償を受け取ることになるのか
- ▶ 補償が、基本的な融資の取決めと整合的とは通常考えられないようなリスク又は市場要因をカバーしているかどうか
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローの変動が、その変動の方向及び規模を含めて、基本的な融資の取決めと整合的でないかどうか

もう1つの改訂案は、金融資産の存続期間にわたり契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる契約条件をどのように評価すべきかを規定するガイダンスを、以下を検討するように拡張する。

- ▶ 契約上定められた特定の変更が、偶発的事象の発生に蓋然性に関係なく、SPPI要件を満たすことになるかどうか
- ▶ 基本的な融資の取決めに整合的であるためには、偶発的事象の発生又は不発生は債務者に固有のものでなければならない
- ▶ その結果生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものであってはならない

さらに、本EDはこのアプローチを説明するために2つの例示を追加することを提案している。

弊社のコメント

我々は、この領域におけるガイダンスを提供するIASBの取り組みを評価する。しかし、本提案の影響は広範に及ぶことから、企業はESG連動要素が存在する金融資産以外の金融資産の分類に意図しない影響が存在するか否かを評価する必要がある。

ノンリコース特性が存在する金融資産⁵

IFRS第9号は、ノンリコース要素を有する金融資産を、債権者の請求権が債務者の特定の資産又は特定の資産からのキャッシュ・フローに限定されている金融資産と定義している。ノンリコース要素を有する金融資産であってSPPI条件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で計上される。

本EDは、ある金融資産がノンリコース要素を有するには、キャッシュ・フローを受け取るという企業の契約上の権利が、金融資産の存続期間全体と債務不履行の両方の場合について、特定の資産に限定されている必要がある、すなわち企業が、債務者の信用リスクではなく特定の資産の履行リスクにさらされる場合に限定されるべきである、と提案している。

本EDはまた、SPPI要件が満たされるかどうかを評価するにあたり、企業は債務者の法律上の構成及び資本構成を考慮しなければならないと提案している。これには、原資産が生み出すキャッシュ・フローが、分類しようとしている金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを上回ると見込まれる程度、及び原資産が生み出すキャッシュ・フローの不足額が債務者が発行した劣後金融商品により吸収されると見込まれる程度についての検討も含まれる。

4. 同公開草案 12ページ B4.1.8A項、ページ13 B4.1.10A項 ページ14 B4.1.14項 [Link](#)

5. 同公開草案 15ページ B4.1.16A項及びB4.1.17A項 [Link](#)

契約上リンクしている金融商品⁶

契約上リンクしている金融商品 (CLI) は、発行者が債務のトランシェを通じて信用リスクの集中を生じさせる構造で組成される。CLIがSPPI要件を満たし償却原価で計上されるために、IFRS第9号は満たすべき特定の要件を規定している。本EDは以下の改訂を提案している。

- ▶ 異なるトランシェの保有者間での不均衡な損失の配分を生じさせる信用リスクの集中についての具体的な参照を通じて、CLIの特性を明確化すること
- ▶ 企業が単一の債権者からの融資取引を容易にするために、異なる優先順位の複数の負債性金融商品を発行する場合は、契約上リンクしている複数の金融商品 (CLI) にはあたらないということ
- ▶ 原金融商品プールには、IFRS第9号の適用対象とはならない金融商品 (例:リース債権) が含まれるが、それらはSPPI要件を満たすキャッシュ・フローを有していなければならない

IFRS第7号「金融商品:開示」の改訂⁷

FVOCIに指定される資本性金融商品に対する投資について、IASBは、OCIに繰り延べられた金額は純損益にリサイクルしてはならないとする規定は、当初意図した通りに適用されてきていると判断した。しかし、本EDは、当期中の公正価値の変動について開示規定を追加し、期中に認識が中止された投資に関する金額と期末時点で保有されている投資に関する金額とを区別して開示することを提案している。また、FVOCIで測定される投資について、それらの公正価値の総額が開示されることになる。

偶発的事象については、本EDは、財務諸表利用者が契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件が及ぼす影響をより適切に理解できるようにするための新しい開示を提案している。それらは、上述のESG連動要素が存在する金融商品を含む、偶発的特性が存在する償却原価又はFVOCIで測定されるその他のすべての金融資産及び償却原価で測定される金融負債に適用され、特に以下について開示することを提案している。

- ▶ 偶発的事象の性質に関する定性的記述
- ▶ 当該契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する定量的情報
- ▶ 当該契約条件の対象となっている金融資産の帳簿価額総額及び金融負債の償却原価

弊社のコメント

偶発的特性が存在する金融商品の開示に必要な定量的及び定性的データの取得には、かなりの作業が必要となる可能性がある。

当該開示の範囲となりうる金融商品の範囲は幅広く、財務諸表利用者には有用となる十分に詳細な情報を提供する必要性と、情報過多になるリスクとの適切なバランスを慎重に検討しなければならない。

経過措置及び発効日

新しい規定は遡及適用され、利益剰余金の期首残高を調整することになる。過年度を修正再表示する必要はないであろう。

弊社のコメント

強制適用開始日は今後決定されることになるが、本改訂を最終基準化するまでにはまだ作業が必要と見込まれ、また適用に向けての時間も必要であることを考えると、適用開始日が2025年1月1日以降開始する年度より早くなる可能性は低い。

IASBがこれらの提案の多くを既存のIFRSの明確化であると意図しているとしても、現行の基準への改訂となることを踏まえると、改訂が発効するまでそれらを適用すべきではない。

公開草案にあるように、改訂はすべて同時に適用されなければならない。したがって、企業がESG連動金融商品に関する改訂など、一定の改訂を早期適用することを意図する場合、企業はその他の改訂もすべて早期適用しなければならない。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、戦略、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 003253-23Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp

6. 同公開草案 15ページ B4.1.20項、16ページ B4.1.20A項、B4.1.21項及び B4.1.23項 [Link](#)
7. 同公開草案 17ページ 11A項及び20B項 18ページ 20C項及び44JJ項 [Link](#)